

児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について

〔平成 28 年 3 月 29 日
閣 議 決 定〕

「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」（平成 27 年 1 月 27 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、これまで内閣官房において担当していた児童虐待防止対策に関する企画及び立案並びに総合調整の業務を、今後、厚生労働省に移管することとし、厚生労働省において、関係府省庁の必要な調整等を含め、本問題に取り組むに当たり、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 2 項第 2 号に基づき、本基本方針を定める。

1. 基本的な方針

児童虐待防止対策については、これまでも関係府省庁の協力の下、政府全体として取り組んできたところである。しかしながら、平成 26 年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は過去最大の 88,931 件となり、5 年で約 2 倍になるなど増加が続き、また、児童虐待事例が深刻化及び複雑化していることから、児童相談所、学校、警察等の関係機関の連携の強化をはじめ、子供に関する他の施策とも連携した児童虐待防止対策を講ずることが求められている。このため、児童虐待につき、平成 28 年 4 月以降は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）を所管し、児童虐待の防止を所掌する厚生労働省において、関係府省庁間の必要な総合調整を行うこととする。

児童虐待防止対策に関する業務については、関係府省庁が緊密に連携し、発生予防、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進することとする。

2. 1. に基づき行う事務の内容と関係府省庁

政府が一体的かつ効率的に児童虐待防止対策に適切に対応するため、関係府省庁においては相互に緊密な連携を取りつつ、以下のとおり事務を分担して協力するものとする。

- (1) 厚生労働省は、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、児童虐待防止対策に関する関係府省庁による連絡会議を開催するなど、厚生労働省設置

法（平成 11 年法律第 97 号）第 4 条第 3 項¹に基づき、児童虐待防止対策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行うとともに、所掌する事務に当たることとする。

- (2) 厚生労働省以外の関係府省庁は、(1) の事務の実施に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、児童虐待防止対策に関して所掌する事務に当たることとする。

¹平成 28 年 4 月 1 日施行（内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 66 号））